

神戸市告示第 391 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり指定する。

平成 17 年 11 月 15 日

神戸市長 矢 田 立 郎

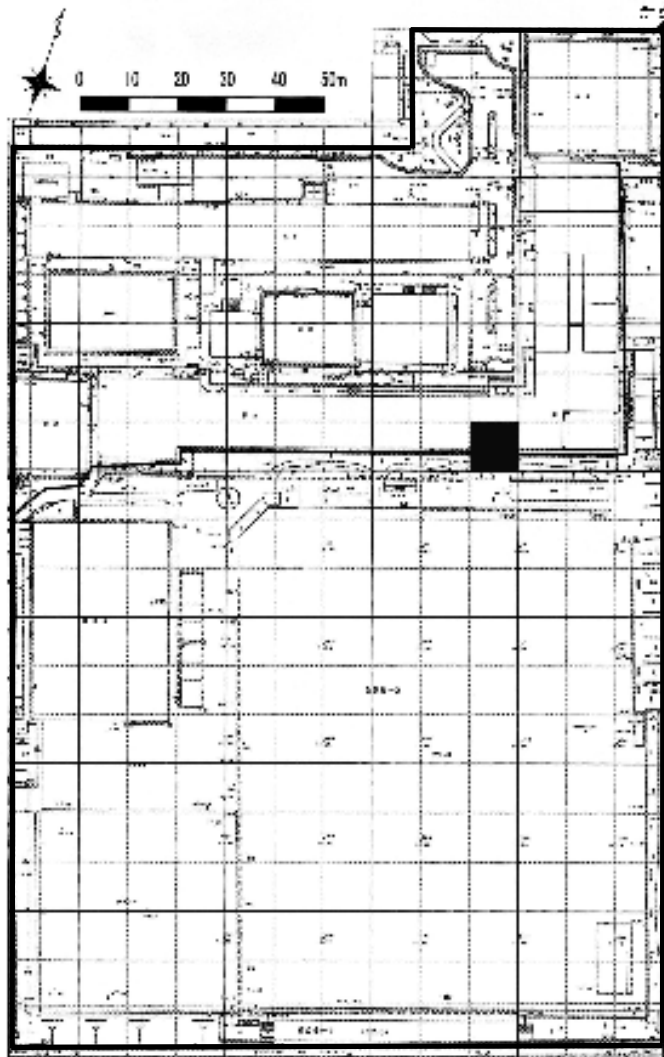
1 指定する区域

別図のとおり（東灘区御影中町 3 丁目 998 番 3 の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 2 項の
基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



< 起点 >
起点は、東灘区御影中町 3 丁目 998 番 3 の敷地境界線の最北端の境界プレート（金属製）とする。

< 格子の回転角度 >
71° 25' 22"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

< 凡例 >
● 起点
— 敷地境界線
■ 指定区域